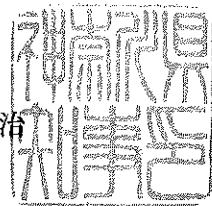


水第 1714 号
令和 4 年 10 月 21 日

神奈川海区漁業調整委員会 会長 櫻本和美 様

神奈川県知事 黒岩祐治



固定式刺し網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について（諮問）

このことについて、別紙のとおり定めたいので、神奈川県漁業調整規則第 12 条第 3 項及び同第 16 条第 2 項の規定に基づき、貴委員会の意見を求める。



漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定により、神奈川県漁業調整規則（令和 2 年神奈川県規則第 91 号）第 5 条第 1 項第 5 号の漁業に関する同規則第 12 条第 1 項に規定する事項及び同条第 2 項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間について、次のように定める。

許可又は起業の認可をする総トン数及び漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間		漁業種類	許可又は起業の認可すべき漁業者(人)	推進機関馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	(規則第 14 条第 1 項による許可の認可をすべき期間)	許可又は起業の認可をすべき期間
かれい 三枚網漁業	1	定めなし	A 東扇島東北東端 B 川崎航路南防波堤突端 C B から扇島東シーベースの鉄塔を見通した線上で同鉄塔から 1400m の所 D 浮島換気塔頂上から川崎人工島「風の塔」頂上を見通した線上で E から 3600m の所 E 浮島換気塔頂上 F A から E を見通した線上で浮島との交点 G 直線 BC と、川崎航路第 1 号灯浮標から川崎東扇島防波堤東灯台を見通した線との交点 H 川崎航路第 1 号灯浮標から同第 2 号灯浮標を見通した線上で、同第 2 号灯浮標から 850m の所	A 東扇島東北東端 B 川崎航路南防波堤突端 C B から扇島東シーベースの鉄塔を見通した線上で同鉄塔から 1400m の所 D 浮島換気塔頂上から川崎人工島「風の塔」頂上を見通した線上で E から 3600m の所 E 浮島換気塔頂上 F A から E を見通した線上で浮島との交点 G 直線 BC と、川崎航路第 1 号灯浮標から川崎東扇島防波堤東灯台を見通した線との交点 H 川崎航路第 1 号灯浮標から同第 2 号灯浮標を見通した線上で、同第 2 号灯浮標から 850m の所	1月 1 日から 12 月 31 日まで 1月 1 日から 12 月 31 日まで	— — — — — — — —	（規則第 14 条第 1 項による許可の認可をすべき期間） 1月 1 日から 12 月 31 日まで 1月 1 日から 12 月 31 日まで	（規則第 14 条第 1 項による許可の認可をすべき期間） 1月 1 日から 12 月 31 日まで 1月 1 日から 12 月 31 日まで	許可の有効期間 令和 4 年 11 月 7 日から令和 4 年 12 月 6 日まで 令和 4 年 11 月 7 日から令和 4 年 12 月 6 日まで 令和 4 年 11 月 7 日から令和 4 年 12 月 6 日まで 令和 4 年 11 月 7 日から令和 4 年 12 月 6 日まで 令和 4 年 11 月 7 日から令和 4 年 12 月 6 日まで 令和 4 年 11 月 7 日から令和 4 年 12 月 6 日まで 令和 4 年 11 月 7 日から令和 4 年 12 月 6 日まで 令和 4 年 11 月 7 日から令和 4 年 12 月 6 日まで

※ 漁業根拠地：許可を受けようとする漁業の操業又は漁業に使用する船舶の運航の主たる本拠となる地をいう。

		上記 BC、CD、DE 及び FA の 4 直線 並びに陸岸によって囲まれた区域	月 1 日から 12 月 31 日 まで				
同上	1	同上	アイ、イウ、エオ、オB、EF 及び CD の 7 直線と最大高潮時海岸 線とによって囲まれた区域 基点の位置	1月 1 日から 12 月 31 日 まで	横浜市金沢区に漁業根拠地 を有している者	同上	令和 4 年 12 月 22 日から令 和 8 年 11 月 17 日ま で

A 横浜市金沢区木材ふ頭東防波堤
先端灯台中心点

B 横須賀市夏島町 1 番地護岸角

C 横浜市金沢区平潟町帰帆橋橋台
左岸下流端から北東方向に伸びる護
岸沿い 60 メートルに位置する同護岸
天端海側端

D 横浜市金沢区平潟町帰帆橋橋台
右岸下流端から北東方向に伸びる護
岸沿い 7.5 メートルに位置する同護岸
天端海側端

E 横浜市金沢区野島町夕照橋橋台
左岸上流端

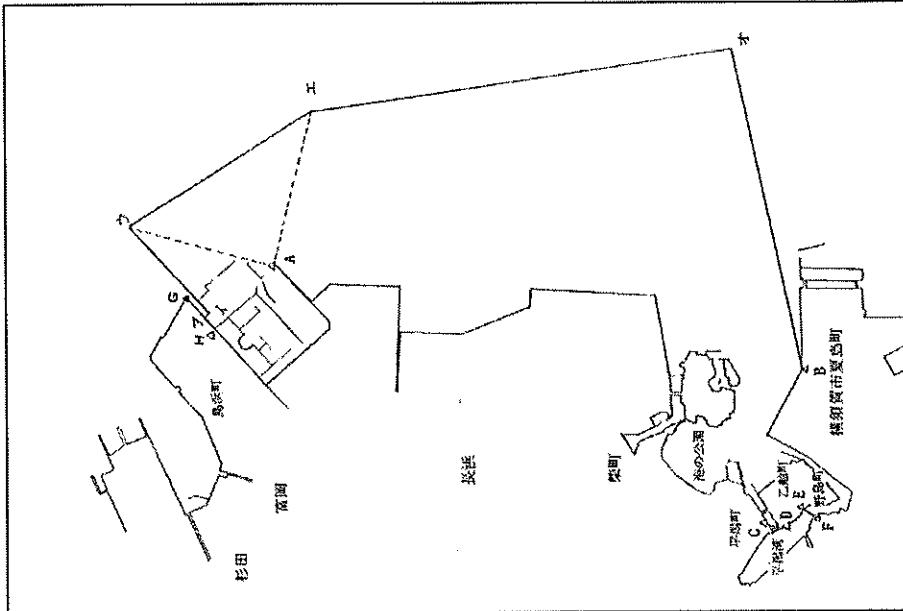
F 横浜市金沢区野島町夕照橋橋台
右岸上流端

G 横浜市金沢区鳥浜町東側の防波
護岸隅切部天端海側南角

H G から南西方向に延びる防波護
岸沿いに G から 500 メートルに位
する同護岸天端海側端
点の位置

ア G から南西方向に延びる防波護

きす、か に、この しろ、い しもち 一枚網 漁業	1	同上	3月 1日から 12月 31 日まで	同上 同上 同上 令和4年 12月 22 日から 和9年 12 月 21日ま で



アイ、イウ、ウエ、エオ、オB、エF及びCDの7直線と最大高潮時海岸線とによつて囲まれた区域

A 横浜市金沢区木村ふ頭東防波堤先端盤台中心点

B 横須賀市夏島町1番地北端角

C 横浜市金沢区平陽町帆橋台左岸下流端から北東方向に延びる護岸沿い60メートルに位置する同護岸天端海側端

D 横浜市金沢区平陽町帆橋台右岸下流端から北東方向に延びる護岸沿い7.5メートルに位置する

同護岸天端海側端

E 横浜市金沢区野島町夕照橋橋台左岸上流端

F 横浜市金沢区野島町夕照橋橋台右岸上流端

G 横浜市金沢区烏賀町東側の防波護岸端部天端海側南角

H Gから南西方向に延びる防波護岸沿いにGから500メートルに位置する同護岸端

点の位置

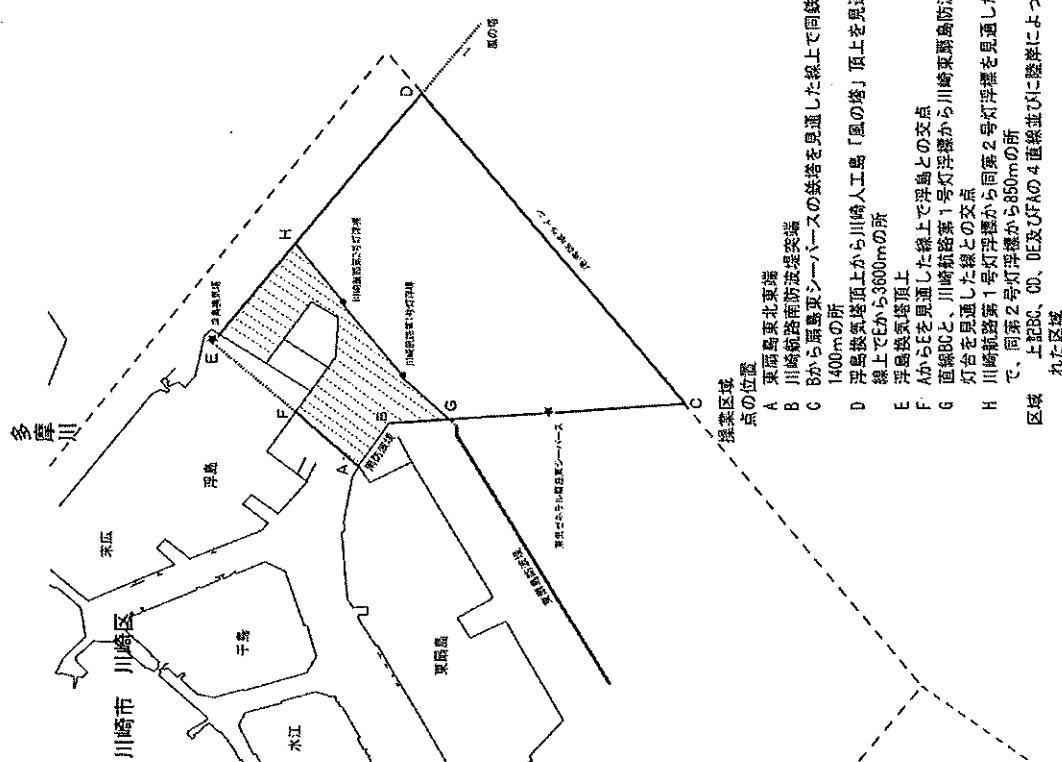
A Gから南西方向に延びる防波護岸沿いにGから383メートルに位置する同護岸天端海側端

イ GからHを見通した線を0度とし、Gから右回りに348度17分392メートルの点

ウ Aから9度30分(真方位)1,550メートルの点

エ Aから101度30分(真方位)1,730メートルの点

オ Bから76度20.1分(真方位)3,460メートルの点



採査期間 1月1日から12月31日まで
ただし、採査区域のうち、点E、A、B、G、川崎航路第1号灯浮標、同第2号灯浮標、点汲ひ平島換気塔を觸次結んだ線並びに陸岸によつて囲まれた区域については、4月1日から12月31日まで

かます 一枚 漁業	3	同上	次の線ア、ウ、エ、オにより囲まれた区域 ア 横須賀市夏島町1番地護岸北東角から真方位76度14.8分の線 イ 横須賀市伊勢山崎突端と千葉県富津崎突端を結ぶ線 ウ ア線上、横須賀市夏島町1番地護岸北東角から4.5kmの点と、伊線上、伊勢山崎突端から3kmの点を通る線 エ 横須賀市鴨居4丁目にある北緯35度15分36.1秒東経139度44分21.6秒の点と千葉県君津市人見にある三角点「人見」とを結ぶ線 オ 共第1号共同漁業権の沖合線	6月1日から12月31日まで	横須賀市平成町、浦郷町に漁業根拠地を有している者	1 漁具の規模 は次のとおりとする。 (1)目合以上 (2)網丈6m以下 (3)網1反の長さ120m以下 (4)1統の網の使用反数16反以下 2 網の張立時間は、午前3時から午前10時までとする。	同上	令和5年1月6日から令和8年5月21日まで
同上	3	同上	同上	同上	横須賀市走水、大津に漁業根拠地を有している者	同上	同上	同上

操業区域

次の線ア、ウ、エ、オにより囲まれた区域

ア 横須賀市夏島町 1 番地護岸北東角から真方位 76 度 14.8 分の線

イ 横須賀市伊勢山崎突端と千葉県富津崎突端を結ぶ線

ウ ア線上、横須賀市伊勢山崎突端から 3km の点を通る線

エ 横須賀市鷺居 4 丁目にある北緯 35 度 15 分 36.1 秒 東経 139 度 44 分

21.6 秒の点と千葉県君津市人見にある三角点「人見」とを結ぶ線

オ 共第 1 号共同漁業権の沖合線

